

第一回霞ヶ浦河川整備計画公聴会（土浦会場）

日時：平成 19 年 3 月 8 日 13:00～16:20

場所：茨城県霞ヶ浦環境科学センター（茨城県土浦市）

速 記 録

1. 開会

【司会：唐沢副所長】 ただいまより、第一回霞ヶ浦河川整備計画公聴会（土浦会場）を開催いたします。

私、本日の公聴会の司会を務めさせていただきます国土交通省霞ヶ浦河川事務所の唐沢です。よろしくお願いいたします。

本日、報道関係者の方が取材に来ておりますけれども、撮影については、公述開始前までの撮影としていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、入る前に資料の方の確認をさせていただきたいと思います。

封筒に入っております。受付の際にお受け取りのことと思いますが、まず、本日の公聴会の傍聴規定というのが 1 枚入っております。それと、土浦会場の式次第というものが 1 枚ございます。それから、「霞ヶ浦の現状と課題」というものが入っていると思います。それと、クリップ止めしてある「利根川水系における河川整備計画（大臣管理区間）の策定に係る意見募集に寄せられた意見等」という厚い資料でございます。この資料についてですが、大変申しわけなかったんですけども、インターネットからお寄せいただいた意見について記載漏れがございました。これにつきましては深くお詫びいたします。本日の中には 60 ページの後にちょっと紙色の変った資料が 2 枚入っていると思うんですが、これがインターネットで寄せられたものでございます。大変申しわけございません。本日からはいれさせていただきたいと思います。

それから、本日の公述人の配付資料ということで、クリップ止めの資料でございます。それと、今後の予定というものと、お知らせという資料でございます。

以上でございますが、不足等ございましたら、受付の方までいただければと思います。よろしくお願いいたします。

2. 公聴会の進め方について

【司会：唐沢副所長】 それでは、公聴会に先立ちまして、本日の進め方を説明させていただきます。

この第一回霞ヶ浦河川整備計画公聴会は、おおむね 30 年間で行う川づくりの内容を記載

する「利根川水系霞ヶ浦河川整備計画」の原案作成に当たって、関係する住民の方々から幅広くご意見をお聞きすることを目的に開催するものでございます。

今回につきましては、河川整備計画の原案を作成する前に、皆様のご意見をお聞きすることを目的にしております。本日は10名の方に公述していただくことになっておりましたが、急遽、1名の方がご都合により欠席になり、9名の方に公述していただくことになりました。

具体的なタイムスケジュールでございますけれども、この後、霞ヶ浦の現状と課題についてご説明いたします。その後に休憩をとりまして、13時45分から、公述される9名の方に順番に発表していただきます。

本日、受付において、公聴会の傍聴規定を、先ほどの資料でございますが、お配りしております。これは、公聴会を円滑に進めるために必要な事項を定めたものでございます。傍聴の方は、会場内において、これから読み上げます事項についてお守りいただきたいと思っております。

- ①携帯電話は電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
- ②会場内の撮影、録画、録音をしないこと。
- ③公述への批判、可否の表明、やじ、拍手などをしないこと。
- ④発言、私語、談論などをしないこと。
- ⑤プラカード、はちまき、腕章類をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦これらのほかに会場の秩序を乱し、進行の妨げとなるような行為をしないこと。

以上でございます。この公聴会が円滑に進むよう、皆様のご協力をお願いいたします。

3. 霞ヶ浦の現状と課題について

【司会：唐沢副所長】 それでは、初めに、霞ヶ浦の現状と課題を霞ヶ浦河川事務所の調査課長の平野よりご説明申し上げます。

【事務局：平野課長】 皆さん、こんにちは。霞ヶ浦河川事務所調査課長の平野でございます。

〔霞ヶ浦の現状と課題〕

霞ヶ浦の現状と課題について説明させていただきます。お手元に「霞ヶ浦の現状と課題」という、資料をお配りさせていただいております。説明は、前のスクリーンを使ってさせていただきます。

資料の構成といたしましては、湖の地形ですとか気候の特性といった霞ヶ浦の特徴、それから、古くからそれぞれの時代に流域の皆様の要望で人工的な改変をさまざま行ってきましたけれども、そういった歴史についてのご説明。そうした歴史を踏まえて現在の霞ヶ

浦の課題は何か、といった順番でご説明いたします。

〔霞ヶ浦の概要(1)〕

最初に霞ヶ浦の概要でございます。

霞ヶ浦は茨城県の南東に位置しており、湖の面積は琵琶湖に次いで2番目の大きさを誇ります。古くから地域の生活、産業の基盤をなしています。流域面積は約2,200 km²で、茨城県全体の35%を占めております。

水深が浅く、沿岸は低平地という特徴を持っています。このことは、風が吹くと底泥が巻き上がり、内水排除が困難という課題につながっています。それから、流入河川は56本ということで、洪水時には流域から多くの雨水が流入してきますけれども、一方で、霞ヶ浦のはけ口は、唯一、常陸利根川で、河口の常陸川水門で水位調節を行っております。

気候特性は、年間平均降水量といたしましては全国平均に比べて若干少ない。それから、冬は季節風の筑波おろしが強く降水量が少ないといった気候特性を持っております。

〔霞ヶ浦の概要(2)〕

今回、霞ヶ浦の河川整備計画を策定する上で対象となるのが、図の赤字で示した部分でございます。霞ヶ浦、西浦、北浦、鰯川。それから、古くから通称で呼んでおります北利根川、外浪逆浦、常陸川の3本は河川法で常陸利根川というふうに呼んでおります。それから横利根川。これらが河川整備計画の対象となる河川でございます。

〔霞ヶ浦の変遷(1)明治の頃の霞ヶ浦〕

続きまして、霞ヶ浦の変遷でございます。

江戸時代に利根川の東遷工事で上流から土砂が堆積しました。霞ヶ浦下流部の巾着化が進んで、霞ヶ浦沿岸は水害常襲地帯になりました。こちらの部分ですね。土砂が堆積して巾着のような状況になっております。水はけが悪い状況でございます。土浦では明治時代に13回の洪水記録が残っております。終戦直後の食料増産を目的といたしました緊急干拓事業農地も洪水で被害を受け、「3年に一度米がとれればいい」といわれていたそうです。

〔霞ヶ浦の変遷(2)現在の霞ヶ浦〕

終戦直後の昭和20年代前半から治水工事に着手いたしました。湖水位の低下対策として、常陸川、それから北利根川の河道の拡幅をいたしました。当時、川幅が100mから150mぐらいしかなかったものを約300mまで拡幅をいたしました。拡幅をする際には、左岸側の既に人家が張りついていたところではなくて、反対側の現在の香取市側ですけれども、こちら側を拡幅いたしました。

〔霞ヶ浦の変遷(3)塩害被害の経緯〕

続きまして、塩害についてでございます。常陸利根川の河道掘削により、下流からの塩分遡上が顕著になりました。塩分濃度の上限といたしましては、上水道では200mg/L、農業用水では600mg/Lでございます。それに対しまして海水は数万mg/Lと、けた違いに大きいものでございます。

特に昭和 33 年は未曾有の渇水が発生して、大規模な塩害が発生いたしました。こちらに記事がありますけれども、非常に塩害の被害が大きかったということでございます。こういったことが契機になりまして、洪水時に利根川からの逆流を防止することと、塩害の防止のため、水門建設の要望が高まって、昭和 38 年に常陸川水門が完成しましたが、水門の運用は開放が基本でございまして、厳密な塩分管理は行われなかったということでございます。

その後、昭和 40 年代に入りまして、筑波研究学園都市ですとか鹿島臨海工業地帯の計画に伴って、霞ヶ浦を水がめ化する事業として霞ヶ浦開発事業が進められました。

昭和 40 年代後半には鹿島地区の工業用水等の供給のために茨城県さんから要望を受けて、昭和 50 年からは水門で厳密な塩分管理を実施しております。それ以降の被害はなくなっております。

新聞記事、ちょっと読みにくいですが、昭和 33 年の被害の様子を伝える新聞記事でございます。

それから、こちら（地図）が昭和 33 年の塩害の状況でございます。お手元の資料だと、もう少し見やすいと思いますが、被害面積が 1,140ha ということで、かなり大規模な塩害が出たということでございます。

〔霞ヶ浦の変遷(4)水位の変遷〕

続きまして、水位の変遷でございます。横軸が年数を示しております。縦軸が水位でございます。Y. P. 表示になっております。

トピックだけお話ししますと、昭和 13 年の台風、こちらですが、過去、既往最大の台風ということで、7 日間で 600 mm という降雨量を記録しております。治水計画を策定する上での対象雨量となっております。

それから、昭和 23 年、このころから、治水対策といたしまして常陸利根川の拡幅が始まりました。そのおかげで、このころまでに比べて水位の上昇が少なくなっているという状況でございます。

それから、先ほど申し上げましたように、昭和 50 年からは常陸川水門で塩分管理を実施するようになりまして、洪水の逆流の防止といった機能も発揮するようになりましたので、かなり水位変動が少なくなっています。

それから、平成 8 年 3 月に霞ヶ浦開発事業の運用開始後には湖岸植生に変化が見られたため、平成 12 年、13 年に緊急的な保全対策を実施し、現在、暫定的に水位を下げて運用しておりますけれども、春先のかんがい需要の確保のために、2 月末に管理目標水位である Y. P. +1.3m を確保するための試験運用を行っているところでございます。

〔現状と課題 治水(1)堤防〕

こうした歴史的な変遷を踏まえまして、現在の課題でございます。

最初に治水でございます。霞ヶ浦開発事業に伴いまして、湖岸堤はおおむねできており

ます。ただし、この赤で示した部分でございますけれども、霞ヶ浦、西浦で2カ所、花室川の下流のところが1カ所、それから美浦村の大山地区というところで1カ所。それから、潮来の釜谷地区というところで1カ所。合計3カ所が無堤、堤防の形をしてないという状況でございます。

〔現状と課題 治水(2)内水〕

続きまして、内水の課題でございます。内水対策につきましては、対象となる流入6河川のうちの5河川につきましては整備が済んでおります。潮来市内を流れる前川でございますけれども、平成3年、16年というのが、近年では大規模な内水被害が起きております。この内水対策といたしまして、常陸利根川の合流点のところに、ポンプで強制排水するという施設を今年度から事業化に着手いたしました。

〔現状と課題 治水(3)波浪〕

続いて、治水の波浪でございます。霞ヶ浦は湖の水面幅が広く、強風による高波が発生しやすいという特徴を持っております。波は風上から風下に向かって発達していくために、水面幅が広いほど堤防の高いところまで打ち上がるということでございます。堤防は土でできており、波によって欠けてしまいます。過去に台風で被災を受けた西浦左岸側で一部整備済みですけれども、台風の進路によっては被災を受ける可能性の高い箇所の整備が残っております。

こちらが美浦村の大山というところで実際に平成16年に撮った写真でございますけれども、ここが堤防でございますが、波が堤防に打ち上げられて、なおかつ越波している状況がこの写真から読み取れます。

その後の状況ですけれども、水位が低下した後に、こういった土でできている部分がえぐられて堤防が被災しているといった状況の写真でございます。

こちら（左の地図）が西浦と北浦でまだ整備が必要な区間でございます。赤い線で示している部分が、まだ波浪対策の必要な箇所ということでございます。一部、こちらの西浦左岸側につきましては、グレーで示している部分について整備が済んでおります。

〔現状と課題 環境(1)水質〕

続きまして、水質の課題でございます。水質の指標となるCOD、トータルリン、トータル窒素の経年変化をグラフに示しております。昭和47年に環境庁の告示で、霞ヶ浦の環境基準をCODで3mg/Lと決められました。

続きまして、昭和61年には湖沼法により窒素とリンの環境基準が定められました。現状はどうかというと、それぞれ基準値を大幅に上回っております。

このグラフで、上がCODでございますけれども、青が西浦、赤が北浦でございます。それで、下の方に薄くかいてありますけれども、これが環境基準値の3mg/Lという線でございます。西浦では8mg/L程度で横ばい。北浦は、近年、西浦よりも若干高い数値を示しているというような傾向でございます。

それから、2 番目が総リン、トータルリンでございます。西浦、北浦ともに若干変動がありますけれども、横ばい傾向でございます。

それから3 番目、こちらがトータル窒素でございます。西浦、北浦ともに、近年、増加傾向にあるといった状況でございます。

こうした状況に対しまして、これまで茨城県さんが行っている下水道整備だとかの流域対策、それから底泥浚渫などの湖内対策を実施しておりますけれども、状況としては、今、説明したように横ばい傾向ということでございます。

それから、一番下のグラフは、青い線が人口で、緑の線が下水道の整備率でございます。現在、流域内の人口は約 98 万人、下水道の整備率は約 5 割でございます。流域からの流入負荷が非常に高く、富栄養化が進行しているという状況でございます。

それから、こちらはアオコの発生状況でございますけれども、昭和 50 年代には西浦の方で非常に多く見られたアオコの発生でございますけれども、近年では若干少なめになっております。一方で、北浦の方では、近年、アオコの発生が見られるという状況でございます。

[現状と課題 環境(2)自然環境]

続きまして、自然環境の植生でございます。昭和 40 年代の植生面積と比較しますと、現状では約半分に減少しております。湖岸植生は、湖岸堤の整備、富栄養化、水位管理等、さまざまな要因が相まって減少したと考えられています。

この部分の灰色の部分が、昔、堤防がなかった部分でございます。堤防がなかったときの水際の位置を示しております。そこに堤防をつくったわけですが、堤防をつくったときにどうしたかといいますと、こちらの堤内地側の農地をできるだけ面積を少なくしないということで、堤防の法線をなるべく前の方に、湖側に出しました。このピンク色の 2 本の線で囲まれているのが堤防の敷地でございます。で、そのときに、湖側にこういった植生があったわけですが、現在では残っているのはこういった植生面積ということで、この斜線の部分が抽水植物ですが、約半分ぐらいに減っているという現状でございます。

それから、右下の写真は常陸川水門でございますが、常陸川水門には魚道がございません。今年から魚道の工事に着手をすることになりまして、向こう 4 カ年程度で完成する予定でございます。

[現状と課題 環境(3)空間利用]

続きまして、空間利用でございます。昭和 30 年代、昭和 40 年代には、西浦、北浦で十数カ所の湖水浴場がありました。現在では、護岸の構造等の課題もあって、水辺に近づきにくくなっております。住民の方の憩いの場ですとか小学生などの環境学習で利用できる場所が非常に少なくなっております。

こちらは浮島の湖水浴場、利用されていたときの写真でございます。

それから、この赤い点で示したところが、40 年ごろの湖水浴場の位置でございます。

それから、左側が湖水浴場で利用されていたときの天王崎の写真。それから、こちらが現在の写真でございます。こちらは若干人工的に砂をまき出しまして、人工ビーチのような形状で現在つくっております。

〔現状と課題 利水〕

続きまして、利水の課題でございます。もともと霞ヶ浦は恵まれた水資源を有しており、昔から上水道、農業用水、工業用水等に利用されております。霞ヶ浦開発事業の背景は、変遷で説明したとおりでございます。平成 8 年に完成後、維持管理を行っております。

この図面で、左が霞ヶ浦開発事業でございます。黄色いのが水道用水の供給区域でございます。これは霞ヶ浦から直接取水をしている部分のみを示しております。工業用水がこの斜線で示した部分でございます。それから、水色の水玉の印のついているのが農業用水でございます。それぞれ、こちらの下の方に書いてありますけれども、非常に多くの利用がされているという状況でございます。

それから、霞ヶ浦導水事業につきましては、新規都市用水 9.2m³/s の確保、それから水質浄化、既得用水の安定化、河川環境の保全を目的に事業を現在推進中でございます。こちらが霞ヶ浦導水事業でございます。

〔現状と課題 維持管理〕

現状と課題で維持管理でございます。

霞ヶ浦の湖岸には多くのゴミが不法投棄されているほか、流入河川からも流れ込み、水質や景観の阻害要因となっております。近年では家電リサイクル法の施行に伴って家電製品が多く捨てられております。そのゴミ処理には多大な労力と費用を要しています。それから、水質悪化に伴い発生するアオコの処理、ハクレンなどの大型魚類が夏場に酸欠で大量に斃死し、処理をしております。水質事故は、毎年、年間 30 件程度発生しております。工場での操作ミスですとか不法投棄などが原因です。事故対策といたしましては、オイルフェンスですとかオイルマットによって被害の拡散防止を行っております。

こちらが状況写真でございますけれども、家電リサイクル法ができてから家電製品が非常に捨てられる量が多くなっているということでございます。それから、これがアオコを回収している状況写真で、これはハンドスキマーという機械を使って回収している状況でございます。これが斃死したハクレンの処理という状況写真でございます。それから、こちらが水質事故の処理ということで、オイルフェンスを付設しているところでございます。

霞ヶ浦の現状と課題につきましては、以上でございます。

【司会：唐沢副所長】 事務局からの説明は以上でございます。

若干時間は早いですけれども、公述人の方にあらかじめ時間を設定しております都合上、13 時 45 分から公聴会という形になりますので、大変申しわけございませんけれども、15 分ほど休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

4. 公述

【司会：唐沢副所長】 それでは、公聴会を再開いたします。

最初に、公聴会の進め方のご説明の際に、本日、受付においてお配りいたしました公聴会の傍聴規定について、ご説明させていただきましたが、この公聴会が円滑に進むよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、資料につきましては、厚めの資料、クリップで止めてある資料の 176 ページから 180 ページに、本日の意見について資料がございます。それと、別の資料で、本日、公述していただく方の、「公述人 1 配付資料」というのがございます。これが、本日、公述人の方からお配りしてくださいということの資料でございます。

早速ですが、これから 9 名の方が順番に公述されます。お一人の持ち時間は 10 分以内とさせていただきます。時間の確認のため、8 分経過をしたところでチャイム 1 回、9 分でチャイム 2 回、10 分でチャイム 3 回を鳴らさせていただきます。

公述される方は、ご自分の公述される内容をお話しされる前に、お住まいとお名前をお願いいたします。

では、公述番号 1 番の方、壇上をお願いいたします。

【公述人 A】 こんにちは。小美玉市の A です。私は、霞ヶ浦導水事業について、お話をさせていただきます。

この事業の特徴というのは、利根川水系、那珂川水系、それぞれ独立した 2 つの水系間の水の交換を行うというものです。ここで一番問題になるのは、下にありますように独立した生態系の間で水資源を相互交換する、そのことによって遺伝子、生物群種の攪乱が起こることです。

このことは、生物多様性条約 14 条 1、「締約国は」ということで書いてありますけれども、下の (b) のところでありますが、生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するために、国は適切な措置を導入する、そういうふうになっています。こういうことが規定されている中で、国自身が生態系の攪乱を起こすということが問題なのだと思います。

具体的にお話ししますと、今現在、霞ヶ浦導水事業で霞ヶ浦の水が高浜から巴川の上流、愛宕山の下まで送水されます。そのときに、霞ヶ浦の例えば外来種が移送される。そこにありますように、海洋で外来が多い、下の図ですが、途中空いて、上流いきなり外来種が出現するわけです。これは、今、申しましたような事業でそういうふうになるわ

けで、上の図と比べていただければはっきりしますが、上流で外来種の影響を受けて在来種が非常に少ない。10 分の 1 ぐらいになっている。外来種が入ってない中流以下、下流のちょっと上ぐらいまでは、外来種がいないために在来種が健在だ。

これは、たまたま巴川のお話をしていますけれども、送水される先々でこういうことが起こるということで、現実には生物多様性が事業によって損傷される、そんなことがいっぱいあるわけですね。

それから、もう一つ、具体的なお話をします。それは、コイヘルペスです。これは 2003 年に起こっていますけれども、霞ヶ浦を発信源として全国に瞬く間に広がっています。仮に導水事業が実施されていれば、那珂川、涸沼、一遍にやられます。こういうふうに、この事業の生態系に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。

今のようなことについて、近畿大学の細谷先生がまとめた図ですけれども、外来種が及ぼす影響は 4 つある。1 つは生態的影響、それから 2 つ目は遺伝的な影響である。遺伝子を損傷するだけじゃなくて、例えばカイショクがなくなってしまうというようなことがある。それから、病疫がある。それから、一番怖いのがここだといっているわけです。未知の影響が怖い。コイヘルペスの問題というのは、病疫の問題もあるんだけど、予期しないものが起こったというところが一番怖いだと思います。

ただし、それでもなおかつ水資源開発事業が生物多様性に優先する場合もあると思います。それは、水が足りないで生命、生存が脅かされる場合、そういう場合だ。しかしながら、この事業というのはそういう状況にはない。

現在、水余りはどのぐらいかといいますと、100 万トンぐらい余っているわけですね。私たちの試算ですけれども。なおかつ、これは島田先生がまとめられたデータですけれども、現状、これは工業用水ですね、これは下がっていくわけです。なのに、こんな高い予測を県はする。今回、見直しで 45 万トン、下げていますけど、それでもこの三角ですから、なおかつ高いわけです。

それから、上水について。同じですね。同じことがいえます。そういうことからいけば、もう水は開発する必要はない。

それから、2 番目の水資源の相互補完の話ですけれども、これは舟木賢徳さんがまとめられたものですけれども、宇都宮も、それから水戸も前橋も同じように、2 つの流域間で同じように雨が降るわけだから、相互補完の役割は成り立たない、非常に難しい。

それから、3 番目に浄化ですけれども、浄化については、導水事務所の方で予測が出ていて、ここにありますように、導水があるときと、ないときで、1 違うわけですね。1 よくなる。そういうふうにいわれています、計算されています。私の方は、導水事務所の方で使われたモデルをそっくりそのまま使って、プランクトンの種類だけが変わったときにどう違うか。種類だけが違ったときですよ。N・P の予測は同じものを使う。日を変えてやりますと、例えばクロストリウムなんかが出ると、導水したときに 13 とか 15 あるいは

16、そんな水準にCODになるわけです。

そういうことで、浄化についても、きれいになるという保証は全然ない。むしろ、汚くなるかもしれない。そうしたら、お金をかけて、一体何のために事業化したのか、全くわかりません。

私がいいたいことはこういうことですけれども、以上まとめますと、こういうふうになります。1つは、お話ししたとおりで、生物多様性を損傷する技術である。世界湖沼会議が来たときに、この事業は先端技術であるということで各国に宣伝をした。それが生態系を損傷するということが伝わってないと思うんですね。海外へ技術を移転して、こういうことが行われるとすれば、世界中で地球規模の生態系損傷が起こるということになると思うんです。京都議定書でCO₂の削減について日本は努力する。その一方で、水資源開発事業で生態系を損傷していったいいのか。そういう問題だと私は思うんです。国の責任やメンツにかかわる事業です。

それから、2番目。今、お話ししたとおりです。導水事業でCODが上がる、そういう場合があるということをお話ししました。その上がったCODを下げるために、さらなる税金を使うのかということだと思っんです。

中心は、私、この2つだと思っんですけれども、そのことを地域の人たちに諮ることなく、一方的にやってきた。今回は、有識者会議というのがあります。それから、今日のように、私たちが手を挙げてお話しさせていただいた。だけでも、サイレントマジョリティーっていますね。多くの人たちはこれについていろんなことを考えているけれども、話す機会、勇気がないわけです。出てこれない。だけど、そういう人の意見を聞かなければいけない。

そういうことで、私が最後にいいたいのはこういうことです。河川法改正前の理念に戻る。それは、1つは環境、生態系に配慮するものであること。1番目。それで、そのことについて、2番目、住民の意見をきちんと聞く。そのためには、こういうことではなくて、住民レベルの、討議しつつもきちんと考えた上で、そこに諮りながら、合意を得て、持続可能性を保障する、そういう計画づくりをやっていただけたらいいんじゃないかと思っます。

以上です。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございます。

それでは、公述番号2の方、壇上の方へお願いいたします。

【公述人B】 皆さん、こんにちは。つくば市から参りましたBと申します。私、環境化学物質が人に及ぼす影響などを調査、研究しております。

霞ヶ浦の諸問題の中でも、私は特に水質問題に危機感を持っております。この数十年間、環境基準をはるかに上回るCOD値などの値に私たちはほんとに慣れ切っていますけれど

も、その慣れ切っていること自体が大変問題であるというふうに思っています。いつか人への健康影響があらわれるのではないかと大変心配しております。

といいますのは、皆さんもよくご存じの日本の公害、水俣病の場合には、その発生当時、海水の中の水銀濃度は極めて低かったといわれています。ほとんど測定に引っかからない程度の1ppbレベル、つまり、1グラムの100万分の1程度の水銀が1リットルに溶けている状態ですけれども、それにもかかわらず、魚には約10ppm程度も蓄積していた。そして、人にあのような甚大な被害が起きたのは現実であります。つまり、水俣病の場合、水銀濃度は水から魚に約1万倍の生物濃縮が起きたということを、最近お亡くなりになった公害問題の大家である宇井純さんは「公害原論」の中で数十年前にお書きになっておられます。

このことからいえることは、水の中の化学物質濃度が極めて低くて、ppbレベルであっても、だからといって、魚、そして私たち人の安全性が決して保証されるわけではないということだと思います。現在の水質基準は、それよりはるかに甘いppmレベルで決められていることを私たちはやはり再認識しなくてはならないのではないかと考えています。

ですから、きょう、ここで申し上げたいことは、危険な化学物質は薄めて流してしまえば大丈夫だというような考え、薄めて流せば水質基準をクリアできるという考えは、もうそろそろやめなくてはいけないのではないかと。つまり、最終的には、そのツケは人に回ってくるのではないかとということです。

このような化学物質の生物濃縮の問題は、最近、すっかり話題にのぼらなくなった環境ホルモン問題の非常に重要なポイントであったわけなんですけれども、皆様もご存じのように、環境ホルモン問題の問題提起の場所、アメリカの五大湖も、霞ヶ浦のように周辺から多様な化学物質が、工場排水などが流れ込んできます。そこでPCBなどの化学物質に汚染された魚を食べていた妊婦から生まれた子供の知能レベルが低下したという研究が発表されています。大人には何も起きてなくても、感受性の強い胎児には危険であったということ、やはりそのことは示しています。ですから、私たちは子供や孫のためにも特に慎重にならなくてはならないというふうに思います。

私は、最近、霞ヶ浦問題の専門家の方とお話したんですけれども、その先生がおっしゃったことは、霞ヶ浦の水質は水質の健康基準をクリアしているから大丈夫です、ご心配ありませんということでした。それで、非常に私は驚きました。といいますのは、今、申し上げたこと以外に、最近4～5年、世界の環境ホルモン問題の科学におきましては、低レベル問題というのが話題になっておりまして、これまでの科学の常識を全く覆すような超低レベルでも化学物質が人に影響を与えるということが次第に明らかになってきて、そのような知見が積み重ねられてきました。ですから、今の水質基準で安全だということは必ずしもいえない状況に次第になってきました。

問題はほかにもあります。それは、複合汚染の問題です。現行の水質基準は、一つ一つ

の化学物質の濃度について規制が行われていますけれども、現実の私たちが置かれている状況というのは、何百何千の化学物質が一緒になっている状況で、それを暴露しているという状況です。そして、このような複合暴露の状況について、科学的にはまだほとんど解明されていません。ですから、危険性が証明されていないからといって安全なのではなくて、安全性がわかっていないからこそ、やはりもっと注意深くならなくてはいけないのではないかというふうに考えています。ですから、基準そのものが現実にはまだまだ甘過ぎているので、徹底した予防原則で私たちは対処していかななくてはならないのではないかというふうに思います。

具体的な提案としましては、3つほどあります。1つは、飲料水の水質基準について、霞ヶ浦独自の——既に幾つかは独自の項目があるようではありますが、さらに厳しい基準を設定すべきではないかというふうに思います。現行の水質基準は、例えば危険な有機塩素系の化合物につきましても代表的なもの幾つかしか入っていません。それを数多く網羅し、さらに厳しい基準を設けるべきではないか。そして、それは農薬についても同じです。ほかのどの地域も行っていないから霞ヶ浦ではやらないのではなくて、ほかのどこでもやってないからこそ、霞ヶ浦でまず始めるべきではないかというふうに考えます。

次に、下水のことですけれども、現在の霞ヶ浦では、私たちの体を一度通り抜けて外に出たものを皆さんでこして飲んでいるというような状況で、それも自分だけではなくて、非常にあちらこちらから入ってくるわけですね。ですけれども、下水の系外放流の道というのやはりあるのではないか。世界の湖の中には、そのようにして汚い下水は系外に放出しているところもあるということです。全くできないわけではなくて、やはり子供たちの未来のことを考えたら、その道をもっと真剣に模索するべきではないかというふうに考えます。

そして3番目といたしましては、先ほど申し上げました生物濃縮の問題なんですけれども、霞ヶ浦の魚にどの程度の化学物質が濃縮しているかをやはり調べるべきではないかというふうに考えます。PCBなどの化学物質濃度を測定してしまって、悪い結果が出たら風評被害が立つのではないか、そのおそれというのは、皆さん、やはり気にしていらっしゃるかもしれないんですけれども、でも、そのことによってこれから生まれてくる私たちの子供や孫、その子供たちの健康、脳の発達、そのようなものが脅かされるようでは、もはやそのようなことを無視することはできないのではないかというふうに考えます。

以上ですけれども、被害が起こってから対策を進めるのではなくて、やはり霞ヶ浦から徹底した予防原則で対策を練っていただきたい、そのように考えます。以上です。ありがとうございました。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございます。

それでは、公述番号3番の方、壇上をお願いいたします。

【公述人C】 茨城県土浦市桜町4丁目に住んでおりますCと申します。

私は、世の中の生物たちの命を見る獣医師の立場から、霞ヶ浦にすんでいるヒメタニシというタニシがありますけれども、こういった動物たちの病状を見るということを通して霞ヶ浦を10年ほど見てまいりました。その立場に基づいてお話をさせていただいて、公述としたいと思います。公述人3の配付資料をお手元でごらんいただきながら公述をお聞き願いたいと思います。

まず総論として、「はじめに」ですけれども、霞ヶ浦流域の耕作地における農薬散布量といったもの、これは大まかに小型タンカーの一隻分に相当するということに思われます。

「言われる」というように書きましたけれども、小型タンカーというのは、船舶法で決められていますところの基準に照らして申し上げているようでございます。これは、霞ヶ浦を流域にいたします農業協同組合、農業資材の取り扱い業者などが年間に販売した農薬の量から大まかに試算したものであります。

さらに、これに加えて非耕地用、いわゆるガーデニング用といわれているものの除草剤、それから殺虫剤が加わることによって、薬剤による慢性毒性が水生の動植物に影響していると考えられるわけですが、定量的試験が大変に困難であることから、作用機序といったものは明らかにされてはおりません。しかしながら、無農薬もしくは減農薬の野菜、穀類、果物などが好まれる時代背景を考慮いたしますと、利根川及び霞ヶ浦は水道水源としての安全性が求められているというように思います。

さらに水道水源域のテロ対策といったことで、理由のない立ち入りというのは制限すべきではないかというように考えております。例えば渡良瀬遊水地の管理では、岸辺から水辺までアシに広く覆われているメリットがあります。日祭日には大勢の市民でにぎわい、大変に盛況でございます。霞ヶ浦においても、水道水源の安全確保のため、流入農薬の還元とテロ対策などを目的に、湖岸から100m沖合までアシで覆う事業が必要だというように思います。必要に応じて、砂浜など、市民とのふれあいの場を設けることもあわせて検討すべきであるというように考えております。

これが総論的でございますけれども、各論的には、これを実現していくためには、1番、2番というように2つに分けてご説明いたします。

まず1番目。最近、話題になっている地球温暖化に係る霞ヶ浦の水位管理の機能向上といったことをお示しいたします。地球温暖化に伴って海面の上昇が影響した高潮状態にあるとき、予期できぬ集中豪雨に見舞われることで、霞ヶ浦周辺に甚大な被害が懸念されるというように思っています。霞ヶ浦流域の水位上昇時に利根川の水位も上昇した場合に備え、居切掘割川を再興して、防塩の水門並びに排水設備を整えた放水路として復活させることが急務ではないかというように考えております。

2番目には、これが水質の問題の項目に移りますけれども、水道水源としての霞ヶ浦の安全性確保ということで、流域からの農業排水並びに下水処理排水に係る化学物質、流入

河川からのゴミの流入、霞ヶ浦へのゴミの直接的な投棄、それから船舶航行による水中廃棄などから水質の安全を確保するために、新たな措置を講ずるべきであるというように考えております。

(1)として、化学物質還元と、それから漁業資源確保並びにテロ対策を目的に、湖岸から100mぐらい沖合までアシで覆うべきであると考えております。これは、湖岸から湖中へ異物を直接的に投棄するというようなことを防止するために有効な手段であるというように感じております。ただし、アシ原を広げると極相の植物相になって、これには多くのご意見があるかというように思います。これについては、湖岸帯植生などを確保する面から検討が必要だと思っております。

(2)市町村管理下にある舟溜まりについて、有料で国民に広く貸与して、霞ヶ浦の航行船舶の把握をなすべきであるというように考えております。これは強く要望していきたいと思っておりますけれども、この場合には、舟溜まりの使用料金は県もしくは市町村の収入として確保するというように提案したいと思っております。

(3)国と県が連携して、市町村が協力して、市民団体等のゴミ回収を支援することで、霞ヶ浦が水道水源であることへの意識を高める努力が必要であると思っております。私もゴミ拾いの活動に参加させていただいて驚くことは、霞ヶ浦が水道水源地であるという市民意識が大変に低いという状況です。特に県南部で霞ヶ浦から遠いところにお住まいの方は、これの現状についてご存じない方が余りにも多いということに対して、もう少し何かの措置を加えていくべきだろうというように考えております。

(4)霞ヶ浦が国民共有の財産であるということを国民が感じるよう、市民の多くが要望する砂浜並びに湖岸植生帯保護区を必要箇所に設置するべきであるというように思っております。これは、従来からいわれているように、霞ヶ浦の生態系といったものに対しての要望にこたえる形になるかと思っております。

(5)霞ヶ浦流域の水源となる雑木林などの保全を図り、流入河川水量の安定と、それから、水質の保全に着手すべきであるというように考えています。これは、やはり茨城県との連携した試みとして調整していかないと、流域の森の管理というものは国土交通省だけではなかなか難しいことかというように思います。さらに、これには農林水産省という国の立場もあるかと思っておりますので、こういった各省庁間の、県等の省庁間の連携ということが重要かと思っております。

6番目、これが私としてはほんとには一番強調したい部分ですけれども、霞ヶ浦流域の圃場整備事業について見直していただきたい。これは、棚田とか、谷津田とか、小川とか河川の関係を修復すべきである。霞ヶ浦の水質についていろいろな議論がありますけれども、タニシといったものの体をマクロもしくはミクロな形で観察してまいりますと、どうしても何らかのこういったような食料生産に係ること、生物の多様性が失われる原因といったものは、その辺にあるのではないかというように感じる面がございます。これについても、

農林水産省、茨城県とよく連帯して試みる必要があるかというように思っています。

いずれにしても、霞ヶ浦に対しての要望といったものは、時代が変わるにつれ、水に対しての必要性、そして、その水に対しての安全性といったものについての市民の要望、国民の要望といったものは大きく変化しつつあるわけですから、時代背景に見合った、新たな時代を見出せる河川の新たな計画がなされることを強く希望しております。以上でございます。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございます。

会場をセットしますので、しばらくお待ちください。

それでは、公述番号4番の方、お願いいたします。

【公述人D】 4番のDです。土浦市民です。

私は、人間社会の霞ヶ浦とのこれまでのつき合い方を振り返ってみますと、いろんな理由があって、場当たりのであったり、泥縄式であったり、あるいは継ぎはぎ的であったりということは否めないだろうと思います。それには、利害関係者が非常に多くて、その突き上げで行政が個別的に対応せざるを得なかったということで、整合性がとりにくかったとかということはいろいろありますけれども、1つは、霞ヶ浦を考える場合、河川工学だとか、あるいは保全生物学的な価値観で、非常に狭い、あるいは違った見方で霞ヶ浦を管理してきたがために、湖沼学の知見と霞ヶ浦の特性、こういうものを今後熟知して河川整備計画を立ててほしい。それはとりもなおさず、治水、利水、生態系、水質保全、水産、なかんずく天然漁業ですね、これらのバランスをよくとる必要があるだろう。この1つの分野だけ突出させてやるんじゃなくて、バランスが大切だろうというふうに思います。これについてお話ししていきます。

4つの柱について説明しますが、1つは、流入する主要な河川の中流、下流あるいは河口部、これ、昔は内湖、内湾的な地形があったわけです。それをできるだけ、今後30年間ぐらいに少しずつ復元していったらいいだろうということになります。

それはなぜかといいますと、具体的には、下に書きましたように、河道の拡幅ですね。蛇行。今、直線化しております。それから、湿地河川敷。コンクリート製ではなくて、湿地の河川敷を広くとる。内湖、内湾の復元。これが、結局、流入河川水の水質改善や生物多様性に寄与するだろうということです。

これは明治中ごろの地図でございますけれども、これが浮島で、これが小野川ですね。小野川の下流河口部には、こういう榎浦だとか羽賀沼があったわけです。ここを通ることによって小野川の河川水が浄化され、また、生物の生息場所にもなりました。新利根川にもそういう内湖がありました。それから、浮島の後ろの方には、甘田入とか、そのような静穏域があったわけです。こういうところに植物が生えていたわけです。

ところが、これを、先ほどのお話もありましたけれども、土地改良だとか、圃場整備だ

とか、食料増産の時代でしたから、これをみんな埋め立ててしまいました。こういう河川の浄化機能、あるいは生物多様性を担保するような地形を、今後、できるだけ復元していく。これは国だけではできなくて、県の方との協力が必要だろうと思います。

これは、霞ヶ浦のような平野部の湖沼のモデルでございますけれども、下が海、上の方が山の方ですね。で、流入河川が入ってくる途中に、こういう内湖とか内湾的な地形が幾らでも昔はあったわけですね。それが、今、なくなっておりますので、この内湾的、内湖的な地形で窒素、リンが植物プランクトンになり、それが沈殿をして、N・Pがアシ原によって吸収されて、浄化されて、本湖の方に入ってきたわけです。

本湖の方は、非常にデリケートな生態系をしているわけですから、それをうまく活用していかないと、持続的な霞ヶ浦の恵みは得られないわけですね。その辺の管理を我々の先輩たちは誤ってしまった、見極められなかったということだろうと思います。その管理を誤りますと、こういうデリケートな湖はだんだんに水質が悪化し、取り返しのつかないような状況になってきましたし、具体的には逆水門をつくったり、コンクリートで100%覆ったりしてしまった。それぞれの時代背景はありますけれども、今となってみれば、そういうことは反省事項だろうと思うんですね。

次、2番目、霞ヶ浦の堤防の内側に緩い勾配の沿岸帯を復元すべきだ。それは、さっきのC先生のお話とも通じますけれども、なぜかといえば、下の方に書いてありますように、波浪と自然水変化を利用し、水質浄化機能を発揮させるためです。同時に、魚類の自然増殖を図るためです。

これは、増水時の霞ヶ浦、Y.P.+1.7mくらいですけれども、低気圧の通過時にこういう状況がしばしば起きます。波浪が運んできた、流入河川から出てきたゴミが、こういうふうに風下に吹き寄せられるわけです。で、大量にゴミがたまっておりますけれども、水位が下がりますと、ゴミがここに置き去りになります。つまり、自然のエネルギーによって霞ヶ浦のゴミがここに吹き寄せられます。そのゴミは目立つゴミですけれども、目に見えるのはね。ですけれども、有機質のゴミが量としては多いわけです。植物性のゴミ、プランクトン、そういったものですね。これは目にはなかなか見えにくいですが、ここで分解をされて、ここで窒素、リンが置き去りになって、アシ原を育て、湖畔のヤナギ類を育てるということになりますので、こういう湿地帯の復元が非常に重要なわけです。

ところが、コンクリート堤防ですと、こういうふうに吹き寄せられたゴミが打ち上がりませんので、水中で腐って、CODを上げ、N・Pの濃度を上げることになります。湿地があれば、これが人間の金を一銭も使わないで水質改善に寄与するわけです。

次、3番。堤防の湖側に動的養浜を行う。動的養浜につきましては、お手元の資料に書いてありますので、詳しくは述べませんが、砂浜の機能としましては、今言われているのは、そこに書いてありますように、湖岸の防護機能、水質改善等の環境保全機能、それから、スポーツ、レクリエーション等、あるいは水産面での利用もありますけれども、

利用上の機能があります。こういう砂浜の機能を理解して、広く浅い霞ヶ浦の特性を生かしながら有効活用するということが非常に重要だろうと思います。

現状は、今、こういう状況なんですね。消波施設がたくさんつくられてしまいました。で、砂浜がやせ細っております。アシ原も少ない。これを将来的にはこういうふうに、消波施設は不要な面が大きいので取っ払う。それで、アシ原と砂浜をつくり上げていく。ただ、これは理想的な場合です。樋門、樋管、それから舟溜まりがたくさんありますので、それから、こういう堤防のすぐ近くに住宅を建てておられる方もいらっしゃいますので、なかなか急にはこういうふうにはいかないと思いますけれども、理想的にはこういうものを少しずつつくり上げていくのが今後の河川整備計画で求められるんじゃないかなと私は思います。

沿岸帯の構造なんですけれども、自然沿岸帯の構造はこういうふうになっております。この上の図ですね。これは河川事務所が工事事務所だった当時の 20 年史の本に出ていることなんです。この図をかいた方は非常に優秀な方だと思うんですが、ここの微地形及び微高地を見てください。砂浜があって、ここに微高地ができるんです。これは、波浪が運んできた砂と、それから有機残滓によってできるんですね。ここでミゾソバメとか、オギだとか、タチヤナギだとかが成育します。で、その後背湿地にはヨシ、カサスゲ群落ができます。堤防近くには、乾燥地になってきますので、ススキなんかも生えてくる。こういうのが自然の沿岸帯なんですね。

それで、ここで沈水植物、浮葉植物がかいてありますけれども、これは典型的なものではないと私は思います。霞ヶ浦の本体で、水質がよく、波浪が強かった当時は、浅瀬にはほとんど植物はないんですね。ところが、昭和 45 年ぐらいになって水質が悪化してきますと、麻生の天王崎でも植物が生えてきて、当時の麻生町民がボランティアで藻刈りをしたというような記述が麻生町の広報に出ております。だから、これが典型的なのではなくて、こっちが典型的。で、これは内湖、内湾的な部分にあったというふうに考えるべきだと思います。

これは小さな砂浜ですけれども、波浪があれば、砂浜があれば、こういうふうに有機質の残滓が寄せられ、分解されて、後背湿地では植生が成立するわけなんですね。

で、砂浜があれば、これは昭和 45 年ごろの麻生の天王崎の様子、これは麻生町役場からもらったものですけれども、こんなふうにたくさんの人が水辺に親しんでいたわけです。

現在でも、そういった浅瀬があれば、水は汚いですが、子供たちは喜んで水の中に入って、魚とりをしたり、泳いだりするわけなんですね。これは夏の霞ヶ浦のフェスティバルの様子ですけれども、こういうような親水的な空間にもなります。

4 番目、消波施設の問題ですね。消波施設は、粗朶であれ、石積みであれ、できるだけ可及的に撤去すべきであろう。なぜなら、水質改善、底質改善のため。それから、溶存酸素量を上げるため。景観向上はもちろんです。それから、アサザ群落の植物生態学的な意

味については、これから述べます。

こういったような砂浜、アシ、カササゲ群落、ヤナギ湖畔林というような本来の緩勾配の沿岸帯の生態系を復元することが今後の課題だろう。

これは、沖宿のところの粗朶消波施設。これが波浪によって中身が流されて、粗朶がこんなに流出して寄せられているところですけども、粗朶は有機物ですから、ここで分解して水質を悪化させているわけなんですね。

これがもうスカスカになった状態。これは、石を詰め込んでいますけれども、詳しく述べる時間はありませんけれども、ちょっとそれも問題です。こんなふうに、もうスカスカです。

これは茨城大学の理学部の研究結果ですけども、粗朶消波施設の内側では泥っぽい水域ができています。この黒いところが泥っぽい水域なんですね。泥場化が進行しているんです。

同時に、浅瀬はワカサギ、シラウオの産卵場ですけども、粗朶消波施設ができていますところでは、ここに書いてありますように、「底質が泥場化し、シラウオの産卵場に適さない環境に変化したものであると思われる」と内水面水産試験場の成果では結論づけているんですね。

これはアサザ群落、9月の末ごろ、花が終わったところです。

これは粗朶じゃなくて、石積みなんですね。ここで守られる形でありますけれども、10月ぐらいになりますと、こういうふうにとろけてきます。水質を悪化させます。私もここでは水質調査していますけれども、CODが高い。

それから、これは石田の消波施設。コの字型に囲んでいて、植生が復元してきたように見えますけれども、もし、この消波施設がなければ、すぐに波浪でもってこういうふうになっちゃうわけです。それから、ここに粗朶をもう一回詰めかえようということであれば、水質を悪化する原因になる有機物をまた投入するわけですから、問題が大きいということで、やめるべきだと思います。

これは、本来の自然の沿岸帯、田村の沿岸帯ですけども、こういうアシ原があって、タチヤナギの群落があって、この前面には、本来、砂浜があるんですけども、今は砂浜はもうほとんどなくなっています。本来は、砂を入れて、こういうものを保全していくべきである。

これが最後です。これは最初のスライドでありますけれども、まとめです。湖沼学の知見と霞ヶ浦の特性を今後十分に知って、我々は河川整備計画を立てる必要がある。それは、各こういった分野のバランスをとるということが同時に大事であるということになります。以上です。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございました。

それでは、公述番号5番の方、壇上をお願いいたします。

【公述人E】 牛久市のEです。

私の意見陳述の内容については、公述人資料の5です。これをごらんください。

私は、主に霞ヶ浦の生態系全体に及ぼす水位の問題、それから逆水門の問題を中心に述べたいと思います。

河川法においては、こうやって見ていただいたとおり、本来の霞ヶ浦の持つ自然環境の確保ということが命題になってくると思います。

私が提案をしたいのは、自然環境に配慮した管理目標水位の設定です。管理目標水位の設定は、あらかじめ数値が設定されていません。それから、管理目標水位は、これまでの状況を見て設定されてきたという経緯があります。それから、霞ヶ浦運用規則には、管理目標水位の設定に当たっては、植生等の自然環境に配慮した水位の管理を定めています。そういったことを踏まえて、私は、将来に向けて余剰水、先ほど、Aさんの陳述でもありましたけれども、100万トンに及ぶ余剰水が生じている。そういう状況を踏まえて、とりわけ環境への影響の大きい冬期から春先に向けての水位を上昇させる管理目標水位Y. P. +1.3mを下げる。そして、順応的に、できるだけ自然のリズムに合わせた水位管理を実施することを提案いたします。

これが水位管理が実施される前の自然に近い水位の変化です。冬から春先にかけて水位が低下するという傾向がありました。

現在、計画されている管理目標水位は、逆に春先から冬場に水位を上げてしまう。自然のリズムを完全に逆転させるような水位管理計画が策定されています。

冬場の水位上昇による影響は湖全域に及びます。とりわけ、ヨシ原の浸食を及ぼしている。

それから、1996年から2000年までの間、水位を上昇させる管理が行われたことによって顕著な影響が出ていますが、その中でもアサザ群落の減少が特に顕著である。群落面積は10分の1、群落の数は34から11に激減しております。

そういった状況を受けて、2000年度から冬の水位の上昇については凍結されておりますが、その間、霞ヶ浦の植生帯に関する緊急対策が実施されまして、その委員会の中でこのような水位による植生帯、生態系への影響というものが指摘されております。

これまで冬場の、とりわけ水位の上昇に関しては、管理目標水位1.3mの根拠として、国交省では将来の水需要の増加に合わせて水位を上げる実験を行っていきたいということをおっしゃっていましたが、これを見ていただくとおり、茨城県も余剰水が将来大量に生ずることを認めています。さらに、実際には日量100万tもの水が余るということが予測されているわけですので、管理目標水位を上げる必要が全くなくなったということがいえると思います。

次に漁業の問題ですけれども、霞ヶ浦の漁業が全く壊滅的な状況にあって、危機的状況

にある。このままでは漁業という産業そのものがなくなってしまうおそれがあるという状況にあります。

そのため、私どもは常陸利根川水門、逆水門の柔軟運用を提案いたします。逆水門の柔軟運用を実施することによって、川の中央部を遡上する魚類の遡上を助け、漁業の再生を行います。

そのための提案として、現在、取水が行われている南部農業用水の取水を上流の工業用水の取水口からの取水に転換するという提案を行っております。

こういった形で、魚が上がるように、塩害が生じないような形で水門の柔軟運用の実施を要望します。

これによってどのような効果が生まれるのか。これはUFJ総研が試算をしたものですが、けれども、年間に193億円の漁業収入増が期待されています。

さらに、漁獲高の増加によってリンや窒素を魚の体という形を通して大量に回収することが可能です。水質浄化機能も期待できます。

さまざまな主体がそれぞれに効果を生み出していけるような提案だというふうに考えています。

次に消波物の問題ですけれども、これは、それぞれに、粗朶消波堤、そして石積み消波堤、じゃかご消波堤というものが設置されております。それぞれの地域の底質の変化を観測しておるんですけれども、粗朶消波堤では、このようにヘドロの堆積は現在のところ見られていません。ところが、石積みの消波堤では、ヘドロの堆積が20cm。じゃかごでは特に顕著で、50cmもの堆積が見られています。

さらに、石積みの消波施設の周辺でも浜欠けが起きている。要するに、砂浜の浸食が急激に起きております。

粗朶の消波施設については、1996年から、これは地元の漁協と、そして国土交通省——当時の建設省、それから地域住民の協働でさまざまな実験を加えながら設置をしてきました。そういった実績があります。こういったものを改良を加えながらよりよいものにしていくということが重要だと思います。

粗朶消波施設の周りにワカサギの稚魚が集まってきているという効果も確認されております。

それから、国土交通省とNPO、地域住民が協働で行った植生保全の緊急対策事業です。

これまでにこの事業を通して湖に入って活動した小中学生の数は1万人以上になっています。さらに、それ以外の活動にも参加している人たちは13万人を超えております。

この事業を支える一番大きな力は、流域の小中学校のネットワーク。170を超える小学校がネットワークを組んで、霞ヶ浦の再生に取り組んでおります。

この湖で生まれた大きな絆を生かした河川整備計画を今後も実施していただきたいと思っています。湖の再生を願って100を超える小学校で学校ビオトープがミニ霞ヶ浦をつく

る活動が行われています。

さらには、この計画、自然再生を行う計画づくりで、地元のお年寄りから子供たちが聞き取りをするという私どものアイデアも採用されております。

たくさんのお年寄りと子供がかいた絵が集まってきました。こういったデータをこの事業の中でも生かしていくということが実現いたしました。

いわば、公共事業が世代間交流の場になった。お年寄りと子供たちが出会う。お年寄りの知恵や経験を子供たちに伝える場が、この自然再生、河川整備計画の中でも実現できるということを今後とも生かしていただきたい。

流域ぐるみの取り組みによって、湖の自然環境が再生しています。これは緊急対策の石川地区ですけれども、こういった実績を生かして、ぜひ今後の流域ぐるみでの河川整備計画の実施を心がけていただきたい。

利根川水系は、100 年前に大規模な公害事件を引き起こした場所でもあります。谷中村が鉱毒事件と治水事業によって滅亡してちょうど 100 年です。

ここで田中正造が日本で最初の環境保護運動を起こしたわけですが、田中正造の言葉があります。「いにしへの治水は地勢による あたかも山水の画を見る如し しかるに今の治水はこれに反し 定規をもって経の筋を引くがごとし 山にも岡にも頓着なく まっすぐに直角につくる 治水はつくるものにあらず」という言葉を残しております。この田中正造の言葉をぜひ胸に、今後の河川整備計画の策定を行っていただきたい。

そして、最後にもう一つの要望ですが、淀川流域委員会という大変すばらしい流域委員会の設置がありました。私の知り合いもたくさんこの中に参加をして、非常に有意義な今後の河川のあり方についての議論が行われました。この利根川の河川整備計画においても、ぜひとも流域委員会の設置をお願いいたします。その中でオープンな形での、ほんとに実のある議論が繰り広げられること。それによって、今後の 30 年あるいは 100 年先の霞ヶ浦のあり方を、その未来をみんなが実際に共有できるような、そういう場をぜひともつくっていただきたい。

このような公聴会という形での一方的に私どもの意見を聞き置くだけの、これまでの旧建設省が起こってきたような住民とのかかわり方では、今後の河川行政というものは立ち行かなくなると思います。そういう未来志向の河川行政に向けて、ぜひとも利根川流域委員会の設置を要望いたします。以上です。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございます。

会場の設定をしますので、しばらくお待ちください。

次の公述番号 6 番の方は急遽欠席ということになっております。それでは、公述 7 番の方、壇上の方へお願いします。

【公述人 G】 土浦市から参りました G と申します。公述人 7 の配付資料をごらんにな

りながら聞いていただきたいと思います。

私は、20 数年前から霞ヶ浦にかかわる市民活動に参加し、世界湖沼会議でも発表してきました。今回、霞ヶ浦河川整備計画の中の、先ほど、前半の説明がございましたけれども、環境と維持管理という分野で、霞ヶ浦市民という立場の目から 4 点について意見を述べたいと思います。

第 1 は、水の安全ということです。既に何人かの方が触れておられます。霞ヶ浦市民が望むのは安全な水、豊かな水です。計画の基本理念としての「安らかな」「清らかな」「豊かな」には共感できます。課題は、その内容と実現への道筋です。環境ホルモン問題を含め、水道原水としての安全性はどうですか。霞ヶ浦の環境基準に及ばないことをどう説明するのでしょうか。

平野課長のお話にもあったように、霞ヶ浦の水質環境基準は、COD 3 mg/L 以下、全窒素は 0.4 mg/L 以下、全リンが 0.03 mg/L 以下です。今、策定中の「第 5 期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」での目標は、COD が 7.0、全窒素は 0.88、全リンは 0.092 と、水質環境基準の 2 倍を超える数値となっています。1 期から 4 期まで、目標水質はなかなか達成されません。そもそもの基準をどう考えるのか、問い直すことも必要ではないでしょうか。

きょうの 2 番目の発表者でありましたつくば市の B さんによる調査で、霞ヶ浦流域の男子出生比率の低下が指摘されたのは 1999 年です。ダイオキシン、環境ホルモンなど、化学物質汚染の懸念が示されました。県は、98 年よりダイオキシン、環境ホルモン実態調査を実施しており、2000 年、境川で、2001 年には菱木川で基準値の 2～4 倍の値が出ました。

廃棄物処分場の分布と排水、農薬使用の状況が気になります。今日の C さんのお話にもありました。湖沼水質保全計画には、廃棄物処理施設の整備ですとか、環境に優しい農業の推進がうたわれていますが、水源地域でのこれらの問題を考えねばなりません。湖内へ投棄されるゴミの内容も大変です。一昨日にはゴミに関する提言も潮来で出されていますが、クリーンアップ大作戦などの市民の努力や、国交省によるゴミマップづくりをするなどの試みで解決するのでしょうか。私たちの共通の課題として考えねばなりません。

お話ししたい第 2 は、順応的という概念規定についてです。私は、豊かな自然と共生していく道を選びたいということで、ここの自然再生協議会に参加しています。2003 年の 1 月施行の自然再生推進法を受けて、霞ヶ浦でも 2004 年の 10 月に自然再生協議会が設立されました。自然再生推進法には「順応的」の語句は特に見られませんが、「法により定められた自然再生基本方針に科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべき」とあります。このため、協議会でもたびたび「順応的管理」の語が使われますが、まだその概念は定まっていないのが実情です。先ほどの E さんの発表の中にも「順応的」という言葉が使われておりました。

さて、事前調査、事後モニタリング、評価、見直しということで、言いわけしながら事業を既成事実化してしまうという可能性もある一方、モニタリングによる事後の評価と修

正は、今までの公共事業には見られない新たなルールの可能性も示しています。河川整備計画においても順応的管理とはどういう実態を持ち得るのかを示されることを期待します。

第3は、人々の意識づくりです。95年の湖沼会議の熱気は定着したでしょうか。霞ヶ浦環境科学センターのパートナー活動に私は参加しておりますが、そこに参加していらっしゃるボランティアの人々の意志のかたさを感じています。こうした意志が流域の普通の暮らしに行き渡ることが重要です。ここのセンターの交流サロン事業として、霞ヶ浦交流会が近く開かれますけれども、人々の認識を深め、育む場のこうしたことの後押しを整備計画に期待します。

第4は、歴史、民族への視点です。昨年、県の歴史館で霞ヶ浦の歴史像を描くシンポジウムが開かれました。霞ヶ浦があつて発展した古代、中世、近世世界がひもとかれつつあります。土浦市立博物館は、霞ヶ浦に育まれた人々の暮らしに視点を据え、それをメインテーマに据えたリニューアルを進めています。古代、この近くを流れる川尻川を抱える大津野の台地上には、寺と考えられる四面ひさしつきの建物があり、ふもとには港、すなわち津ですね。背後に国府を控えた村のにぎわいがありました。中世には、天台、真言律、禅宗といった宗教的な隆盛が筑波山と霞ヶ浦を遠望してこの流域に見られました。霞ヶ浦一帯に津があり、海府という漁民が存在し、掟をつくっていました。近世には、小川の河岸は陸と水との交通の要として栄えていました。土浦藩の4代藩主の土屋篤直は、土浦市の小松の垂松亭というところで霞浦帰帆の八景の詩を読ませました。霞ヶ浦を経由した江戸とのつながりは、土浦の祇園祭礼に江戸文化を写すことになりました。

河川整備計画においても霞ヶ浦に育まれた近現代以前からの歴史、民族のまなざしをもって未来に生かすようにと願っています。人の営みとしての河川整備をしっかり見据えたいと思っております。

以上が、私の発表です。ご清聴ありがとうございました。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございました。

それでは、公述番号8番の方、壇上へお願いします。

【公述人H】 8番のHと申します。

水郷水都全国会議というのが今から20何年か前に琵琶湖で開かれました。私たちは、その中でいろいろ勉強はしたんですけども、やっぱり日本の中の湖のこととかなんかもある必要があるのではないかとということで、世界湖沼会議と連動した形で水郷水都全国会議というのをみんなで作りました。第1回は宍道湖の松江でやりまして、第2回が土浦だったんですけど、それから今まで、去年は大阪で水郷水都全国会議第22回なんですね。なぜ、水郷水都全国会議が大事かといいますと、やっぱり霞ヶ浦だけを見て生活していると、ほかの湖はどうなんだろうとか、どこがどうなっているのかが、それから、湖全体の方向性みたいなものがよくわからないことがありまして、水郷水都全国会議に行くと、いろい

ろほかの状況がすぐわかるということで、私自身も水郷水都全国会議を自分の勉強の場としております。

それで、今から4年ぐらい前に、西条八十のお子さんで西条八束さんという方が実行委員長になって、長野で水郷水都全国会議をやりました。ちょうど当時、長野の田中知事が脱ダム宣言をしたということで、いろいろ話題になっていた時分なんですけど、川は川らしく、湖は湖らしく、市民の権利と役割というテーマでやりまして、そのときに私がびっくりしたのが、市民が非常に勉強している。さすが長野県の人だなと思ったんですけど、その辺にいるスーパーのレジをやってるおばさんなんかが、砂利の勉強をしているんですね。

私は、前から、砂利と砂というのは湖の生態系にとってすごく大事な問題かなと思ったんですけど、やっぱり砂利と砂というのは、何立米と聞いただけで頭が痛くなるような非常に難しい問題なので、ついつい敬遠してしまっていたわけなんですけど、水郷水都全国会議の中で長野県の人たちは何で砂利の問題を一生懸命勉強していたかといいますと、天竜川というすごい清流があります。その天竜川には9つのダムがあって、最後のダムは佐久間ダムという静岡県の大きなダムなんですけど、それが全部、ほとんど砂利で埋まってしまった。天竜川漁協の人たちと仲よくなりましたけど、魚が昔の20分の1しかとれなくて、生活にも支障を来しているというようなお話で、それはやっぱりダムが全部、砂利で埋まってしまうからだとことが水郷水都の勉強の中でわかって、私たち市民はやっぱり砂利に目を向けなければいけないということがわかったんです。

それで、今年の水郷水都全国会議は、これは去年の大阪の資料なんですけど、大阪でやったときも、遠州灘が砂利がない。要するに、天竜川の9つのダムで砂利を全部採ってしまうから、遠州灘に砂利が来ないわけですね。それで、遠州灘のウミガメが産卵しようと思って砂浜に来るんですけど、砂がないものだから、産卵ができなくて、方々ウミガメが500mもうろうろ歩く、その歩いた跡が砂にずうっとついてるんですね。で、何かウミガメがかわいそうになって、そのスライドを見たときに涙が出そうになりましたけど、遠州灘ですら砂がなくなっている。

そういうときに、霞ヶ浦は砂利採りをまだ業者がやっているわけです。私たちは自然を守る会として、3回ぐらい、要望書で砂浜採りをやめてくれということをいいました。そのときにとった資料なんですけど、平成4年には16社が砂利採りをして、61万立米ですか、年に採っていました。それで、だんだん少なくなってきた、平成11年には12社。平成11年というのは1999年ですね。37万立米の砂利が採られています。

で、こういう砂利採りのこれは、どこの会社は何立米採ったかという資料なんですけど、そういう資料も県へ電話したら、県は、わかりません、わかりません、わかりませんといわれてしまって、わからない。国土交通省に電話して、この資料の続きをくださいといったら、それはちょっと出せませんといわれてしまって、出せないの、11年まではわかつ

たんですが、今はどういう会社がどのぐらいとっているかというのはわかりません。

で、琵琶湖の方は、博物館に電話したら、すぐ教えてくれました。滋賀県の県庁と茨城県の県庁では随分違うなと思ったんですけど、琵琶湖の方は23年までは少しずつとって、ずうっと減らして、23年からは砂利採りは全部禁止するということになっているそうです。何で急に禁止しないんですかといったら、その砂利採りで生活している人もいるので、暫時減らしていったら、23年以降は絶対砂利は採らせないということになっています、という話を滋賀県の県庁の電話で受けました。

それで、やっぱり滋賀県は、嘉田さんが知事になってから情報が随分早いなと思ったんですけど、砂利っていうのは生態系に影響を与えないと、この前も出したときにいわれて、真ん中の方でとってるから、へりの方には関係ないといわれてしまったんです。それから、霞ヶ浦でも何百人の人が砂利で生活してるので、その人たちの生活を奪うわけにいかないといわれたんですけど、私は砂利で生活してる人がたとえ300人いるとしても、30万人の飲料水を飲んでいる人の方を大事にしてほしいなと思ったんですね。

それから、真ん中の方でとるから、へりの方には影響ないといいますが、へりの方にもかなり影響があるんです。それで、市民協会で2月10日に「在来魚復活にかける夢」というシンポジウムをやりました。その2年前、2年半ですか、2年半かけて、101カ所、在来魚がどのぐらいいるかというのをみんなで調べました。大体100カ所以上の調査というのは結構大変なんですけど、釣りの上手な人たちが東京から駆けつけてくれて、どこに何がいるかというのをかなり詳しく調べました。

その結果、昔、霞ヶ浦を象徴するようなお魚でゼニタナゴというのがあるんですね。うちで子供文庫をずうっとやっておりまして、昔の子供の図鑑、お魚の図鑑を開きますと、ゼニタナゴのところに、霞ヶ浦にたくさんいるタナゴですと下に書いてあるんですね、小学生用の図鑑に。そのぐらい霞ヶ浦を象徴するようなゼニタナゴが、外来魚の影響もあるかもしれないけど、とにかく一つもない。名人が101カ所探していないということがわかったんです。

なぜかという、やっぱり砂利なんですね。砂がなくなってくると、貝が育たない。貝が育たないと、タナゴが生活できない。そういう何か、生態系に砂利採りは影響がないといえますけれども、私はやっぱり霞ヶ浦を象徴するゼニタナゴが一匹もいなくなった——いるかもしれませんが、とにかく我々で2年半かかって出せなかったということを考えますと、砂の影響、砂利の影響、それから、自分でお魚を飼ってみるとわかりますけど、水草があると外来魚のキャットフィッシュみたいな、すごい怖いのが来ても、みんな、タナゴや何かは水草の陰に隠れて難を逃れるんですね。そういうのがありますから、やっぱり貝の復活、それから砂を復活することが大事な問題だと思いますので、何社かの個人の企業に砂利採りを許していることそのものが非常に悪いことだと思いますので、砂利採りをぜひなるべく早く禁止していただきたいと思います。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございます。

それでは、公述番号9番の方、壇上の方へお願いいたします。

【公述人Ⅰ】 皆さん、こんにちは。土浦から参りましたⅠと申します。

私は会計事務所を経営しておるんですが、この公述を申し込んだころはまだ1月の半ばで、かなりスケジュールにも余裕があつて、ほんと申しわけないんですけど、軽い気持ちで申し込みをさせていただきましたが、今は3月、確定申告の真っ最中で、この時期にこういう時間をとるのはちょっと後悔をしておるんですが、でも、せっかくこういった機会を与えていただきましたので、私見、私論にはなりますが、お話をさせていただいて、ちょっとでもお役に立つことができればありがたいというふうに思っております。

私は土浦で仕事をさせていただいておりますけれども、土浦に——各地にですけれども、青年会議所、通称JCという団体がございます。二十歳から40歳までの青年経済人が集つて、地域のまちづくりとか環境問題について真剣に議論をして、いろんな事業を行うといった団体でございます。そんな中に籍を置きまして、およそ10年ですけれども、まちづくりというものを一生懸命考えてきました。その中で、当然、土浦市という場所的に、やはり霞ヶ浦なくして土浦のまちづくりは語れないというようなところから、霞ヶ浦についてもいろんな形での事業とか提言をさせていただきました。そんな中で学び得たこと、わかったことについて、きょう、公述という形でお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

余りアカデミックな話もできないわけですが、私の尊敬する、というか、書物の上での尊敬する方に福沢諭吉さんという方がおります。その方が、「立国は公にあらず、私なり」という言葉をおっしゃっておりました。いろいろな本を読みながら勉強して、私なりに解釈をさせていただきますと、国とか地域をつくるのは決して公ではない、公のものではない、個と公の調和を持った個人、個人個人がそのまちや国や地域をつくっていく。ですから、そこに住んでいる地域の住民が主役である。そこが主体的にやらずして、国、地域はできない、といったところをいつているんじゃないかなというふうに私なりに解釈をしております。

そして、もう戦後60数年たっている中で、いろんな社会システムを先人たちがつくられた中で、あるものはやはり耐用年数を過ぎて疲弊しているものもある。改めて見直さなければならぬというものはいっぱいあるかというふうに思っております。機能が機能的劣化をして、それが全然役に立たないというものも多分あるというふうに思っております。我々も、今、地域主権と申しますか、やはり地域からのほんとの意味での自立というものをすることによって、このまちがほんとによくなってくるだろうというふうに思っております。そんな中から、霞ヶ浦について考えたときにも、そういった考えというか、前提は当てはまるんじゃないかというふうに思っております。

今、談合の問題が結構新聞紙上に出ておりますけれども、もともと法律では禁止されて

いるところが、それを運用する事業体とか個人がそれを守らないで、機能してないから、そういったものが起きているというふうに思っております。幾ら立派なルールをつくっても、それを運用する国民、市民がその意味を、本来の趣旨をわからないと、やはり機能はしないというふうに思っております。

ですから、社会システムというものを確立、変革をすると同時に、一人一人の住民がその意識を変えなければ、両輪で進まないとはやはりよくならない。ひいては、やっぱり霞ヶ浦についても同じようなことがいえるんじゃないかなと思っております。

霞ヶ浦の水質に関しては、いろんな数値で、よくなったり、悪くなったり、いろんな分析があるかというふうに思っております。私は、霞ヶ浦をきれいにする、あるいはこれ以上汚さないためには、どうしてもある側面で縛りですね、法律とかいろんな自処もあるんですけども、規定が必要だろうというふうに思っております。

例えば物理的に汚染物を流し込むことに対しては何らかのペナルティーを科すとかいうのも当然だと思いますけれども、今、環境税とかそういった言葉もありますが、そういったたぐいの環境保全、霞ヶ浦環境保全税みたいな名称をつくって、霞ヶ浦に対してのそういったルールを決めたものを超えたものに対しては、一定のペナルティーを科すということも一つは必要ですし、ある側面は、こういった形の公聴会も含めて、いろんなイベントを通じて、市民の意識とか世論を上げていくという両建てでやっていくことが非常に必要じゃないかなというふうに思っております。

先ほど来、霞ヶ浦市民協会さんのお話もありましたが、7月にやられている「泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル」、ああいった取り組みも非常に素晴らしいというふうに思っております。何が素晴らしいかと申しますと、一回パッと見た感じの霞ヶ浦というのは、非常に汚く見えて、そこに足を入れようという気持ちにはなかなかならないものですが、イベントを通じて強制的に霞ヶ浦に入ることが多いんですね。ところが、いざ入ってみると、はたで見ているほど汚くないし、臭くないし、少々水が口の中に入っても、別に病気になることもないし、思っているよりは、中に入ってみると非常に霞ヶ浦の現状がわかるというふうに思っております。

ですから、そういった面では、はたで見ているということよりも、本当に触れる、中に入って遊んでみるというところも非常に必要だというふうに思います。余りにも汚いとか、そういうネガティブなイメージではなくて、もう霞ヶ浦は十分きれいである、霞ヶ浦で十分楽しめるんじゃないかというようなところも、イベント、いろんな形の発信を通じて、皆さんに理解していただくというのも必要かなというふうに思っております。

また、先ほど、法で縛るというような話をさせていただきましたが、これもやはり上からの押しつけではなかなか根づかないところがあって、それをこれからつくるという段階から地域住民の方が参画をして、我々にとってどういった、自分を律するという意味での法律が必要になるか。あるいは条例ですね。そういったものが必要になるかというのを、

それぞれに住んでいる人が、自分たちの責任を持ってつくっていく、つくり上げていくという過程が非常に大事かなというふうに思っております。やはり自分たちが参画をしてつくること。つくった以上は、それを守るというのは当たり前のことでございますから、自分たちの将来のために、子供たちのために、地域のために、そういった法令とか条例をつくり出す動きというものも住民が参加をしてやっていく。上からあるものを無理やり押しつけられて守るというスタンスではなくて、自分たちが進んでつくっていく、そして、それを守っていく。それで、守らなかったら相応のペナルティーをする、といったものも環境の側面から必要じゃないかなというふうに思っております。

今、少し環境についてお話をさせていただきましたが、やはり霞ヶ浦は土浦駅からも歩いて5～6分の位置にあって、レジャーでいろんな水辺を使った遊びについても、使えば非常におもしろい場所ですね。水上スキーとかも当然できますし、バス釣りとかいろんなものがありますけれども、かつてはヨットの非常に盛んなところで、地元の霞ヶ浦高校とか土浦一校さんとかはヨット部などがありまして、そこが全国で相応の活躍をした時代もありました。とにかく霞ヶ浦で遊ぶ、霞ヶ浦を使うということが非常に大事だ。

まずはそこで楽しさを味わうということが非常に大事だというふうに思っておりますけれども、そのための環境づくりは、少々お金をかけてもやらなければいけないかなというふうに思っております。もちろん、地方財政が逼迫している中でございますから、市がやれ、国がやれ、やれ、やれということだけではなくて、民間の事業システムというか、収支に合うような形での商業的な部分も踏まえて、霞ヶ浦で遊ぶ、霞ヶ浦に人が来ていただけるような環境づくりは本当に大事だろうというふうに思っております。

いろいろアイデアがある中で、やっぱりあれだけ駅から近いということもありますので、駅からペDESTリアンデッキをつないで、ドーム型の遊歩道みたいなものをつくってみたり、あとは、土浦のあたりですけれども、車をとめるスペースが意外とあるようでもなかったりしますので、駐車場の整備をしたりするのも一つ手だというふうに思っておりますし、また、あそこに、言葉は悪いですが、暴走族という言葉はちょっと古いかもしれませんが、そういった人たちがバーッと遊びに来て、「おまえら、邪魔だよ」といわれるぐらい、けんかをするぐらい、喧騒の中で若い人がどんどんあそこに集まって悪さをするぐらいの、何かそういったところもあってもいいかなというふうに思っています。とにかくいろんな形で人が集う場所をつくるということが、今、非常に霞ヶ浦は求められているところだろうというふうに思っています。

ただ、物をつくれれば人が来るというものではないわけですが、あんなに駅に近くて立地のいい霞ヶ浦というのは、多分、ほかの市町村、県でもなかなかないというふうに思っております。そのよさを改めて認識をしてお金をかけていくということが非常に必要だろうというふうに思っております。

土浦の老舗のホテルの土浦京成ホテルが、多分、マンション業者だとは思いますがけれど

も、そこを閉店して、土地を売却したという報道がされました。このまま何もせずに傍観しておりますと、多分、通常のマンションが建つというふうに予想されます。もちろん、事業ですから、ある程度そういった部分は仕方がないというふうには思いますけれども、やはり住んでいる人間が、そこに対してこういった形のマンション、自然と共生できる、いろんな人が集うにふさわしいようなマンションづくりというものも提言をするということも必要かというふうに思っております。

また、あそこの土浦の東口、行かれた方はわかると思いますが、土浦の運動公園があります。あれも積極的に、移転はもとからあったわけですが、その計画を推進して、その跡地に、これが適切かどうかわかりませんが、ショッピングモールを誘致したり、とにかく人が集う何かを求めて、それを我々が引き寄せるような運動をすることによって、まずとにかく来てもらう。人が来やすい環境をつくるというのも経済的な部分、レジャー的な部分からも必要かというふうに思っております。

話がまとまりませんが、まず環境の側面では、意識を変える。教育とかを含めて意識を変えると同時に、縛りも必要だろうということと、経済的な部分、レジャーの部分から、何が何でもやっぱり霞ヶ浦に来ていただくというような形をつくるというのが、今、望まれているんじゃないかなというふうに思っております。

まとまりませんが、以上で公述にさせていただきます。ありがとうございました。

【司会：唐沢副所長】 ありがとうございました。

会場のセットをしますので、しばらくお待ちください。

【公述人 J】 土浦から来ました J でございます。

きょうは、団体としての意見を述べさせていただきます。実は、私どもは 1996 年にできました。それで、これは世界湖沼会議をきっかけにしてつくった団体なんですけれども、つくってから 5 年間は無我夢中であらゆる事業を手がけてきました。しかし、5 年たって、おい、果たしてこれでいいのかよ、ということになりまして、それまででんでんばらばらだったものをこの 5 つのチームに分けまして、改めて「泳げる霞ヶ浦 2020 市民計画」というのをつくってきた。それで、もう 5 年たちました。

というのは、この市民計画というのは 5 年ごとに見直すということで進んでいます。例えばこの地域経済なんか、今まで環境団体というのは経済というのはなかなかやってなかったですけれども、これは地産地消、食べれば食べるほど霞ヶ浦がきれいになる。この界限でできたものをみんなで食べましょう。で、農民の方たちと一緒にやってきたわけです。そういう地域経済とかこういう事業をやっていくうちに、泳げる霞ヶ浦という目標なんですけれども、果たして泳げるのかということ。その前に、ここに書いてある、霞ヶ浦からみんな遠ざかってしまった。何とか近づけようということで、最後に泳げる霞ヶ浦でございまして、泳ぎたくなるとか、そういう目標をやっていこうということでやってい

ったら、最後の一つの具体的なものが砂浜。先ほど、皆さんから出ている砂浜です。

というのは、最初は我々は砂浜と呼んだんですけども、いや、砂浜という単に土木工学上の問題じゃないんだよ、これは。やはり砂浜というのは身近な暮らしを考えないとだめだということで、里浜と名づけました。これは、里山、里川、里浜、全部、生活に絡んでいます。で、砂浜の研究というのは、Dさんもおっしゃった、皆さんからおっしゃったように、大変な効果があります。それは、水質の浄化もあります。魚の産卵場としても使えます。あと、消波もできます。それで、ゴミも打ち上げて、それを人間が取り除けばいいんです。先ほどの写真でもありましたけれども、今、大変なゴミが打ち上がります。これを行政方に取ってくれよというんじゃ、だめなんですよ。我々はそこを守る、住民がやっぱりやらなくちゃならない。

そういうことで、この砂浜、里浜というのは大変重要だということ。それには、維持管理。これは行政だけの問題じゃない。これこそ住民の問題です。現実、今、霞ヶ浦には何カ所か砂浜が残っています。それは、住民の方が毎朝掃除しております。そういうふうに、これをつくるということは大変な金がかかって、我々の団体なんかではとてもできない。しかし、つくれ、つくれと住民の権利みたいに言ってばかりいないで、自分らは何が必要かということを含から考えなくちゃならない。

そういうことで、どう維持していくのか。ここが一番大きいんです。我々は、国、県、市、そしてほかの団体にも、この里浜の要望書を出しております。ほかの団体からも出ております。おかげさまで、そういう動きが少しずつ見えてきました。

それで、こういう里浜づくりという実行委員会みたいなものをつくって、今、進みつつあります。ここで、やはり一番重要なのは、人と生き物が共生すること。先ほどから皆さんから話がありました、やっぱり人間だけのためじゃないんだよ。生物多様性ということで、ここには魚もすむ、いろんなものがすみます。

それと、里浜とっているんですけども、これは地域地域でいろんな性格があります。まちに近い砂浜、漁村の砂浜、農村の砂浜、いろいろな地域があるので、里浜といっても、これだということはできないと思いますので、そこらの性格というのを、よく地域の特徴を考えながらやっていかなくちゃならない。我々は、一つのモデルとして、今、考えております。

私が泳いだのは、これよりも10年、20年前ですけども、やっぱり泳ぎました。私どもはいつも水泳というと霞ヶ浦です。

これだけの人たちが来ている。これで砂浜があるんです。この写真は、先ほどからずっと出ていますけれども、大変多くの人たちが集まって楽しんでいる。それで、清掃もしています。これはかなり手入れが行き届いている。

我々は、それでモデルとしてどういうことを考えたかということ、例えば、これは先ほど出た大山です、現在の。こういうふうに大変すばらしい景色ですけども、やっぱりここ

で分断されて、これはヘドロ処理のパイプですけれども、こういう中で、地域によってはやっぱり地産地消、あと観光、こういうものと結びつけなくちゃならない。

今のところを砂浜をつくったら、こんな形になるでしょう。完全じゃないんですけれども、これ、フォトモンタージュといって合成ですけれども、こういうことをやってみたら、ああ、霞ヶ浦もおもしろいな。これはあくまで美浦の方の……。

それじゃ、土浦のあたりではどうなんだ。やはり、昔、遊泳場がありました、湖水浴場。これはまちに近いところです。大変ヨシとかがあって、今でも鳥がいっぱい集まっています。で、自然的なイメージだけど、余り親水性がない。じゃあ、どうするのよと。

これもモンタージュ写真ですけれども、とりあえず、ここのところに砂浜をつくったらこんな感じかな。こちらで勝手につくらせてもらったので、これは、ここの管理をしている国交省にも許可を取っていませんもので、あくまで漫画だと思って見ていただきたい。こんな感じ。それで、我々は、それじゃ、近くに何かつくってみようじゃないか、つくる運動をやってみようじゃないか。

そういうことで、こういうベースを、研究というんですか、今まで、砂浜、里浜勉強会といって、霞ヶ浦を一周ぐるっと回って、どんなところにどんな砂がたまる。あと、工学的に、これは専門家ですけれども、砂の粒子はこのくらいだったらこの波に耐えられるとか、こっちから波が来た場合は、この砂は幾ら積んでもだめだ、こっちに逃げちゃうとか、霞ヶ浦沿岸全部見て回りました。

そういうことで、我々はぜひこの里浜というようなものやっていきたいと思っています。前にもいいましたけれども、これを国と県と市と、お互いに要望書を出して、その国と県が一緒になる、国と市が一緒になって事業を進めていく、そういうつなぎとしての住民のパワーをまず出したいと思う。それと、できた後のこの砂浜を管理する、これは行政に余り頼れません。まずは自主的にやらなくちゃならない。例えば外国でいうと、ビーチって、いわゆる普通のビーチですけれども、週に一遍、ブルドーザーで耕しています。それで、全部ゴミは持ち上げています。そういうのを我々にやれといってもなかなかできませんけれども、お手伝いはできます。

少なくともこの霞ヶ浦の管理人という国土交通省の河川事務所は、もしも、もしもですよ、つくってもらえたならば、つくるまではいい、その後の管理人としての予算も一部でもつくってもらいたい。じゃないと、予算は一切つくらないよとなったら、国交省の人はだれも動いてくれない。1万でもいいから、管理費としてとっておけばいい。土浦市もそう。茨城県もそう。

それ、具体的に何をやれとはいいいませんよ。ただ、この運動が続いているんだというあかしとして、予算を全部切っちゃわないでもらいたい。茨城県は、今度、森林環境税が多分できると思います。これは、水と緑の環境税です。それは、県南では水で使いましょうというふうになっています。県南の水と云ったら、やっぱり一番は霞ヶ浦です。そこで使

っていただこう。県北は森林で、水源涵養で使っていくはずです。我々民間もその税金を払いつつ、一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。どうもありがとうございました。

【司会：唐沢副所長】　ありがとうございました。

5. 閉会

【司会：唐沢副所長】　以上、9名の方の公述が終了いたしました。

本日は、皆様のご協力のもと、スムーズな議事進行を行うことができましたこと、事務局を代表しまして御礼を申し上げます。

なお、本日の公聴会の状況につきましては、後日、利根川水系河川整備計画のホームページ並びに霞ヶ浦河川事務所のホームページに速記録を載せさせていただく予定でございます。以上をもちまして、第一回霞ヶ浦河川整備計画公聴会の土浦会場公聴会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。